2　農作業安全推進協議会等の役割及び実施事項

(1)　役割

ア　都道府県段階の農作業安全推進協議会等は、管内の農作業安全対策の推進を図るため、安全対策の基本事項及び総合的な取組事項を定め、その推進を図るための計画（以下「推進計画」という。）を策定し、実施を図るとともに、地域段階の農作業安全推進協議会等に対し必要な助言、指導等を行うこと。

イ　地域段階の農作業安全推進協議会等は、都道府県の推進計画と整合性を図りながら、地域の農作業事故の特徴や農業者の作業実態に即したより具体的な推進計画を策定し、これに基づいた取組を実施するよう努めること。

(2)　推進計画等の策定・実施

ア　推進計画は、農作業安全確保のための基本的な事項を定めるとともに、地域の事故実態、女性・高齢農業者、担い手等の作業実態を踏まえ、これらに対応した具体的な事故防止策を盛り込むこと。

イ　一定期間ごとに推進計画の評価を行って推進計画を見直し、農作業安全対策に反映させること。

(3)　具体的な取組事項

次のアからサまでに掲げる取組を参考として農作業安全対策の推進に努めること。

ア　農作業事故調査（農作業事故防止対策の検討に必要な農作業事故の件数及び態様等の調査）

イ　農作業の実態調査（農作業安全に必要な農作業中の危険体験等の調査）

ウ　安全啓発活動（パンフレット等の啓発資材の作成配布、講演会の開催等）

エ　安全講習会の開催（安全に関する知識と実技の習得を図るための研修会、講習会の開催）

オ　農作業環境診断（危険箇所等の調査）

カ　農作業環境改善設備の設置（危険箇所表示図（マップ）の作成配布、危険箇所標示板の設置等）

キ　農業機械利用技能向上研修の開催

ク　指導者育成（農作業安全を地域で推進する指導者の育成）

ケ　緊急時の地域体制整備（事故発生時の連絡体制の整備、応急処置、救急救命法の講習会等）

コ　各経営体に対する指導

サ　労災保険等の加入促進

第３　危険箇所での作業及び危険箇所の整備に関する事項

地域内の危険箇所のマップ作成や標示板設置等を行い、事故が発生しやすい危険箇所の周知徹底を図り、迂回路の表示や危険箇所の改善を行う等の対策を実施すること。

また、危険箇所で作業を行う場合には、補助者を配置する等できる限り複数で作業を行うように努めること。

1　転落・転倒事故の危険性が高い箇所

(1)　農道

ア　トラクター等を運転する際には、左右独立のブレーキペダルを有するものは事前に連結を行い、幅員の狭い農道や曲がり角では特に速度を落として走行すること。また、路肩に寄り過ぎないように注意すること。

イ　安全に通行できる道路幅を確保し、路肩の標示やすれ違い場所・回行場所の設定を行い、作業の状況に応じては一方通行についても検討すること。

ウ　曲がり角は隅切にし、路肩は分りやすくするため草刈りを行い、軟弱な場合は補強すること。路面の轍、水溜り、侵食されてできた溝等は平らにすること。

(2)　ほ場

ア　ほ場に出入りする場合には傾斜方向に対して、車体が斜めに入らないようにし、ほ場脇に水路等がある場合には端に寄り過ぎないこと。畦畔を乗り越える場合には、車体が畦畔に対して直角になるように行い、段差が大きな場合には歩み板を使用すること。

　なお、ほ場の出入り、けい畔の乗り越え時の機械の進入方向（前後）は取扱説明書に従うこと。

イ　ほ場の出入口については、傾斜を緩く、幅を広くし、軟弱な部分は補強して、機械の出入りを容易にする等の対応を行うこと。

(3)　登坂、降坂

ア　傾斜地や坂道では低速走行を心がけ、左右独立のブレーキペダルを有するものは事前に連結を行い、作業機を下げ重心を低くし、作業方向や旋回方向についても配慮すること。

イ　傾斜地での作業の際には、車輪が浮かないようにバランス・ウエイトを取り付けること。

　傾斜地で等高線方向への走行を行う場合には、分担荷重が大きい側をなるべく山側にすること。

　傾斜地のほ場や坂道で操向クラッチを操作すると、車体が平地での操作とは逆の方向に旋回することがあるので注意すること。

ウ　急な下り坂では、必ずエンジンブレーキを用いること。また、途中で走行クラッチの操作を行わないこと。登坂方向へ発進する際には、前輪が浮き上がりやすいので注意すること。

(4)　高所

ア　高所作業を行う場合には、ヘルメット、安全帯や命綱を必ず使用し、靴は滑りにくいものをはき、泥を落としてから作業をすること。

イ　高所と地上の共同作業では、お互いによく連絡を取り合い、落下物の防止に注意して行うこと。

ウ　足場、階段やリフター等の昇降設備を設けるとともに、滑り止めや手すりを設置すること。足場板、柱、ロープ類は十分な強度のものを使用し、定期的に点検すること。

　滑りやすい場所やスレートぶき屋根等踏み抜きの恐れがある場所では、踏み板を使

う等十分注意すること。

エ　昇降は、荷物を背中に背負う等、極力両手が自由な状態で行うこと。

オ　強風時には、作業を中止して未然の事故防止に努めること。

2　挟まれ事故の危険性が高い箇所

(1)　機械と柱や壁、樹木との間に挟まれないよう、これらとの間に必要な間隔を取って作業を行うこと。ハウスや倉庫等の屋内では十分な作業スペースを設けること。

狭い場所で自走式機械を使用して複数の者が作業を行う場合には、合図を定め、互いに安全を確認しながら行うこと。

(2)　樹園地等では、作業に危険な樹木の枝等は切り、支線には目印を付けること。

3　酸欠等の危険性がある閉鎖空間

(1)　酸欠等の危険性のある閉鎖空間で作業を行う場合には、作業場所、作業時間を家族等に事前に知らせおくこと。

(2)　入室する前には、十分に換気を行うこと。作業中に酸素濃度の低下等の可能性がある場合には、酸素濃度等を確認しながら作業を行うこと。また、外部に人を配置し、関係者以外が立ち入らないように危険標示をする等の処置を行うこと。

危険なガスが発生する可能性のある場合には、対応した防毒マスクを装着すること。

糞尿タンク、サイロ等では、すぐ脱出できるように安全帯を着用し、梯子等を掛けてから入ること。

作業中は、時折互いに声を掛け合い、安全確認を行うこと。

4　倒壊等の可能性がある箇所

重量物を積み上げる作業や積荷の上での作業は、倒壊、転落、埋没の危険があるので十分に気をつけて行うこと。

箱や袋等は、倒壊しないように、適切に組んで積み、積み過ぎ、荷物の中抜きはしないこと。

5　その他

(1)　交通事故の危険性が高い道路については、警察、道路管理者等と協議を行い、危険回避のための予告板標識やカーブミラーの設置等の対策を行うこと。

(2)　送配電線の周辺で地上高の高い機械の操作や高所作業等を行う場合は感電の危険があるので、送配電線の位置に注意して、十分な距離をとって作業を行うこと。運搬車等に荷物を積む場合には、積荷の高さにも注意すること。

第４　安全で快適な作業環境に関する事項

1　適正な服装、保護具の着用

(1)　頭部の傷害防止